

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付)
庁 内 関 係 各 課 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 刑 企 発 第 47 号
令 和 2 年 5 月 14 日
警 察 庁 刑 事 局 刑 事 企 画 課 長

捜査活動における捜査員の感染防止と業務継続性確保の一層の徹底について
(通達)

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の一部解除等について(通達)」(令和2年5月14日付け警察庁丙備二発第25号ほか)で示されたとおり、本日付けで、北海道、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県以外の県については緊急事態措置を実施すべき区域としないこととする旨が公示されたところである。併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が変更されたところ、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととされた地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされているところである。

警察職員と一般の方等との接触場面を確認・点検し、各場面ごとに想定されるリスクの評価を行った上で、そのリスクを解消し、又は少しでも低減するための取組については、「感染拡大を予防するための取組の再点検について(通達)」(令和2年5月8日付け警察庁丁企画発第180号ほか)により示達されたところであるが、捜査活動においても、例えば、参考人等の事情聴取に際し、事前に電話で概要を聴取し、調書作成等のために対面する時間を最小限とするなど、関係者と対面する機会を減少し、時間を短縮するための取組等を積極的に進め、捜査員の感染防止の徹底の継続に万全を期されたい。

また、捜査員の感染リスクを最小化するとともに、仮に捜査員が感染した場合であってもその影響範囲を最小限に抑えることによる業務継続性の確保については、「捜査活動における捜査員の感染防止の再徹底、業務の継続性の確保等について(通達)」(令和2年4月6日付け警察庁丁刑企発第34号)及び「捜査活動における業務継続性の確保の徹底について(通達)」(令和2年4月10日付け警察庁丁刑企発第38号)により指示しているところであるが、引き続き、その確保の徹底を図られたい。

なお、本通達については、警察庁関係各局に連絡済みであり、各都道府県警察においても他の捜査部門へ周知を徹底されたい。